

物品売買契約書

売出人 鯖江・丹生消防組合（以下「甲」という。）と買受人_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙双方は、常に信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第2条 甲は、その所有する次の物品（以下「売買物品」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買
い受ける。

物品	規格	数量	備考

（売買代金）

第3条 売買代金は_____円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として_____円をこの契約締結と同時に甲に納付するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（売買代金の納入期限）

第5条 乙は、売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除く金額を、甲が指定する日までに、
鯖江・丹生消防組合指定金融機関に一括して納入するものとする。

（契約保証金の充当）

第6条 契約保証金は、前条に定める金額を完納したときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

（契約保証金の処分）

第7条 乙が、第5条の指定日までに売買代金を完納しないときは、契約保証金は、鯖江・丹生消防組合に帰属するものとする。

（所有権の移転）

第8条 売買物品の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

（名義変更手続き及びその費用）

第9条 乙は、前条の規定により売買物品の所有権が移転した後、速やかに甲に対し譲渡証明書等
名義変更に必要な書類の交付を請求するものとする。

2 乙は、売買物品の所有権が移転した後、遅滞なく名義変更手続きを行うものとする。この場合に必要となる費用は、乙の負担とする。

（売買物品の引渡し）

第10条 甲は、第9条の規定による乙の売買代金完納が確認できたときは、遅滞なく、売買物品を
現状のまま乙に引き渡すものとする。

2 乙は、売買物品の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担)

第11条 この契約締結後、売買物品の引渡しまでにおいて、売買物品が甲の責めに帰することのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は、乙の負担とする。

(担保責任)

第12条 乙は、この契約締結後、売買物品に隠れた瑕疵等のあることを発見しても売買代金の減額もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催促なしにこの契約を解除することができるものとする。

(乙の現状回復義務等)

第14条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに売買物品を現状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が該当売買物品を現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(賠償責任)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、第13条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買契約に投じた有益費、必要費、その他の費用があってもこれを甲に請求することができないものとする。

(返還金)

第17条 甲は、その契約を解除したときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

売払人 甲 福井県鯖江市西山町13-22
鯖江・丹生消防組合
管理者 佐々木 勝久 ⑨

買受人 乙 住所
氏名 ⑨